

# 鏡石町農業委員会定例総会議事録

令和6年10月15日 鏡石町農業委員会第15回定例総会は、鏡石町勤労青少年ホーム会議室に招集された。

## 記

- 1 招集告示 令和6年 10月 8日 (火)
- 2 会 期 令和6年 10月15日 (火) 1日間
- 3 開閉の日時  
開 会 令和6年 10月15日 (火) 午後1時28分  
閉 会 令和6年 10月15日 (火) 午後1時52分

4 会議場所 鏡石町勤労青少年ホーム会議室

### 5 招集委員

#### 農業委員

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 大塚 光 法君 | 2番 根本 竜太郎君 |
| 3番 鵜沼 雅子君  | 4番 藤島 真理子君 |
| 5番 白澤 正君   | 6番 稲田 貴夫君  |
| 7番 面川 祐吉君  | 8番 円谷 一男君  |
| 9番 菊地 榮助君  |            |

#### 農地利用最適化推進委員

- 8番 込山 信雄君

### 6 出席委員

#### 農業委員

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 大塚 光 法君 | 2番 根本 竜太郎君 |
| 3番 鵜沼 雅子君  | 4番 藤島 真理子君 |
| 5番 白澤 正君   | 6番 稲田 貴夫君  |
| 7番 面川 祐吉君  | 8番 円谷 一男君  |
| 9番 菊地 榮助君  |            |

#### 農地利用最適化推進委員

- 8番 込山 信雄君

### 7 欠席委員

なし

### 8 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名

主 査 井口 朋洋 主 事 小田川 翼

9 会議に付した事件

議案第 1 号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議案第 2 号 現況確認証明申請について

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

開会 午後 1 時 2 8 分

事務局

開会前ではありますが、本日事務局長が別件の会議で欠席となりますので、井口の方で進めさせていただきます。

定刻になりましたので、ただいまから第 15 回鏡石町農業委員会定例総会を開催いたします。

会議に先立ちまして、会長よりごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

会長

皆さんこんにちは。雨が続いて皆さん稲刈りが大変苦勞されているようで、久来石は進んでいるようですが笠石はまだまだのような感じです。

今日のような天気が続けば刈り入れも楽になるかなと思います。ただ、稲が倒れて芽が出ているような稲も沢山あるようなので心配なところもあります。

それから、鶴沼委員さんのおかげで「広報あやめ」が県の農業会議会長賞をいただきました。おめでとうございます。今度大会で正式発表されるということです。最近にない快挙という事で、委員の皆さんの努力のおかげだと思います。

今日は議案が 2 件、報告 1 件ということで皆様にご審議いただきますので、宜しく願いいたします。

事務局

議事の進行については、鏡石町農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることになっております。

以降の議事の進行につきましては会長をお願いいたします。

会長

それでは、本日の会議を開きます。

欠席者については、皆無です。

議長

次に、本日の議事録署名委員でございますが、議長より指名することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。

「4 番 藤島 真理子 委員」「6 番 稲田 貴夫 委員」の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議長

それでは、議事に入ります。

議案第 1 号 農地利用集積計画に対する意見の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地利用集積計画に対する意見の決定について、旧農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めることについて、鏡石町から意見を求められたので、利用権の設定等を受けるものに係る資格の適否の意見を求めます。

使用貸借権の設定が1件、所有権の移転が2件となっております。

番号1番 南町地区において、全部で15筆となっております。利用権の種類は使用貸借権になります。地目は田、10aあたり無償で、設定期間は公告日の翌日から10年間です。申請位置図につきましては、記載のとおりです。

続きまして、番号2番 こちらは所有権移転になります。大宮地区において、合計3筆。10aあたりの単価においては、10万円となっております。

申請位置図につきましては、記載のとおりです。

最後に番号3番 所有権移転になります。大宮地区において9筆になります。10aあたりの単価は、田畑につきましては10万円、雑種地等につきましては、5万円となっております。

申請位置図につきましては記載のとおりです。なお、番号2 番号3 につきましては、農地中間管理機構の特例事業による所有権移転のものでございます。10月2日に農業委員会のあっせん会議を開催しておりまして、今後、福島県農業振興公社の方に所有権移転登記を行いまして、その後、土地代金の支払い、その後に農業振興公社から買受予定者の方へ売買の手続きとなる予定でございます。

番号3 につきましては、原野、雑種地と記載させていただいております。原野、雑種地は全て田んぼの法面となっております。田の法面になるものについては、今回の売買事業に含めていいとの事でしたので、今回記載をさせていただいております。

議案第1号の説明は以上となります。

議長

暫時、休議します。

(休議 13時42分)

(開議 13時42分)

議長

休議前に引き続き、会議を開きます。

議長

議案第1号について、説明が終わりました。

それでは、質疑に入らせていただきます。

発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長

質疑・意見がないようですので、議案第1号 農地利用集積計画に対する意見の決定について、計画書に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第1号 農地利用集積計画に対する意見の決定については、計画に賛成と決定しました。

議長 次に議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

議長 議案第2号 現況確認証明申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 現況確認証明申請について、このことについて、次のとおり申請があったので、非農地とすることの適否の決定を求めるものになります。

番号1 豊田地区において2筆となっております。現況非農地の理由になりますが、令和4年度に送水管が壊れたことにより、耕作不能となり、また復旧の見込みもないことから今後、田としての利用が不可能となり荒廃化した。また、畑等に転作したとしても使いづらい場所であるため、借り手も見つからない状況であるとのことです。

申請地につきましては記載のとおりです。

続きまして番号2 東鹿島地区において、4筆となっております。申請理由につきましては、相続したものの農業に従事している方や後継者がおらず、自身も高齢であるために長年に渡り耕作されていなかった。また、ほ場も使いづらい場所で借り手も見つからず結果として荒廃農地となったという事でございます。

申請地につきましては記載のとおりです。

議案第2号の説明は以上となります。

議長 議案第2号について、説明が終わりました。

ここで地元委員より意見を求めます。

8番 込山推進委員

込山推進委員 議案第2号 現況確認証明申請に係る現地調査は、10月7日(月)、私のほか白澤委員、稲田委員、井口主査、小田川主事の5名で実施しました。

番号1について、現地は令和4年度に送水管が壊れたことにより、農地としての利用ができず、原野化しておりました。

番号2についても、雑木が生えるなど、原野しており、農地としての利用が困難であると判断しました。

どちらも、農地として復元することは困難であることを確認しました。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入らせていただきます。

発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長 暫時、休議します。

(休議 13時48分)

(開議 13時49分)

議長 休議前に引き続き、会議を開きます。

議長 質疑・意見がないようですので、議案第2号 現況確認証明申請について非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第2号 現況確認証明申請については、非農地と判断することに決定しました。

議長 次に報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、このことについて、次のとおり農地転用の届出があり、受理したので報告するものでございます。

番号1番 東町地区において、所有権移転、自己住宅敷地にするものでございます。

番号2番 東町地区において、合計2筆。権利の種類は所有権移転、転用計画においては、自己住宅敷地となっております。

申請位置図については記載のとおりです。

事務局からは説明は以上となります。

議長 報告第1号について、説明が終わりました。  
報告第1号について、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 御異議がないようですので、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、報告のとおりこれを承認することに決定いたしました。

議長 その他の件について、委員のみなさんから御発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 ないようですので、以上をもちまして、鏡石町農業委員会第15回定例総会を閉会といたします。

閉会 午後 1 時 52 分

この会議録は、農業委員会事務局 主事 小田川 翼 が記録した物であるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名押印する

鏡石町農業委員会会長 印

署名委員 4番 印

署名委員 6番 印